個人情報保護審議会答申の概要

答申第 183 号 (諮問第 212 号)

件名:「回答書」中のメールアドレス等の利用不停止決定に関する件

1 利用停止請求令和3年5月6日

2 原処分

令和3年5月25日(利用不停止決定)

愛知県代表監査委員は、審査請求人に係る回答書中のメールアドレス、電話番号、 住所及び氏名の利用の停止、消去及び提供の停止を求めた自己情報利用停止請求について、愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号。以下「条例」という。) 第7条に従った利用・提供をしたものであるためとして、利用不停止とした。

3 審查請求

令和3年8月18日 原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和3年11月9日

5 審議会の結論

愛知県代表監査委員が、利用不停止としたことは妥当である。

- 6 審議会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示、 訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を 図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、個 人情報の適切な取扱いを確保するという理念のもとに解釈・運用されなければなら ない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の利用停止を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、同理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件利用停止請求について

自己情報利用停止請求書の内容を基本として、審査請求書及び反論書並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件保有個人情報は、審査請求人が実施機関に対して提出をした回答書に記載された審査請求人のメールアドレス、電話番号、住所及び氏名であると解される。

本件利用停止請求は、審査請求人が条例第7条違反を理由として本件保有個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止を求めるものであるところ、実施機関は、本

件保有個人情報を条例第 7 条に従って利用又は提供をしたとして、利用不停止決定 をしている。

- (3) 本件保有個人情報の利用停止の要否について
 - ア 条例第37条第1項は、開示を受けた保有個人情報について、同項第1号においては条例第6条の規定に違反して収集されたものであるとき、条例第7条の規定に違反して利用されているとき等に、同項第2号においては条例第7条又は第9条の規定に違反して提供されているとき等に、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めている。

そして、条例第39条は、条例第37条第1項第1号又は第2号に該当する違反 の事実があると実施機関が認めるときは、実施機関が、当該実施機関における個 人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用 停止をしなければならないことを定めている。

本件利用停止請求に対しては、前記(2)において述べたとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第7条に従って利用又は提供をしたとして、利用不停止決定をしている。

そこで、実施機関が条例第7条の規定に違反しているか否かを以下検討する。

- イ 個人情報の利用及び提供の制限(条例第7条)について
 - (ア) 本条は、個人情報が適正に収集された場合であっても、その利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、実施機関の個人情報の利用及び提供に一定の制限を設けたものである。

そして、同条第 1 項は、個人情報の利用及び提供は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内で行うことを原則とすることを定めている。

(イ)審査請求人は、回答書の説明書きに記載された、証拠の提出及び陳述の機会 を設けるための日程調整以外の目的で実施機関がメールアドレスを利用したと 主張している。

当審議会において実施機関に確認したところ、適正に取得された本件保有個人情報は、住民監査請求による監査事務という目的の範囲内で利用することが認められており、本件保有個人情報を利用する範囲は、回答書の説明書きに記載された日程調整の目的に限られないとのことである。

実施機関によれば、本件において審査請求人は、住民監査請求に対して審査請求することにより、住民監査請求の結果に対する不服を述べているものであり、当該不服に関する処理も当該住民監査請求の監査事務の一環として行われた一連の事務であるため、不服を訴える手段として審査請求が提起された場合に、当該審査請求に関して連絡をするためにメールアドレスを利用することも、当然に住民監査請求による監査事務の範囲内であるとのことである。

(ウ)条例第7条第1項は、個人情報の利用及び提供については、個人情報を取り 扱う事務の目的の範囲内で行うことを原則とすることを定めており、個人情報 を取り扱う事務の目的は条例第14条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿 において明らかにすることとされている。

当審議会において実施機関に確認したところ、個人情報取扱事務登録簿において住民監査請求による監査事務という目的のために個人情報を収集することを明らかにしており、当該事務の目的の範囲内でメールアドレスを利用したとのことである。

当審議会において、実施機関が審査請求人のメールアドレス宛てに送信した電子メールを確認したところ、住民監査請求の結果に対する審査請求を提起することができない旨の案内、住民監査請求の結果に対して不服がある場合には住民訴訟を提起することが可能であるとの案内等が記載されていることから、本件電子メールの送信は、住民監査請求の監査事務の一環として行われたことが認められる。

- (エ) したがって、実施機関は、メールアドレスを住民監査請求による監査事務の 目的の範囲内で利用及び提供していたことが認められるため、条例第7条の規 定に違反したとは認められない。
- (オ) また、審査請求人の電話番号、住所及び氏名について、実施機関が条例第7条の規定に違反して、利用又は提供していることをうかがわせる事情も認められない。
- ウ 以上のことから、実施機関に条例第37条第1項第1号又は第2号に該当する違 反があるとは認められない。
- (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の利用停止の要否については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、 当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。